平成２６年（フ）第５９３２号
千葉県松戸市横須賀２丁目11―14
債務者　持原　敏子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９４１号
東京都豊島区千早２丁目１―13　菊水荘
債務者　松野　　正
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９６１号
埼玉県戸田市美女木４丁目22―24―102
債務者　島田　直樹
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９６２号
東京都板橋区赤塚２丁目11―１―304
債務者　牧野　和美（旧姓森竹）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９６３号
千葉県市原市五井976―58
債務者　菅原　早苗
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９６４号
東京都町田市大蔵町159―３―204
債務者　永田　智美（旧姓名畑・関）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９６５号
埼玉県所沢市弥生町2879―１―301
債務者　宇佐美浩基
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９８０号
東京都葛飾区鎌倉２丁目20―６　ロイヤルパークＢ―205
債務者　宇田川　優
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９８３号
東京都大田区矢口１丁目19―10―101
債務者　太田　里香
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９８５号
東京都江戸川区春江町３丁目５―１　第２メゾン富士美102
債務者　白簇　裕一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９８６号
東京都葛飾区亀有２丁目51―３
債務者　柏　　直美
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９９４号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　村上　輝雄
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９９５号
東京都練馬区東大泉２丁目１―７―208
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９９６号
東京都大田区上池台３丁目42―２
債務者　野崎　榮子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０００号
東京都墨田区押上３丁目23―２
債務者　伊藤　洋平
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部